

デイサービスセンターあすなろ（生活介護）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。（広島県指定 第号）

（1）事業の目的及び運営の基本方針

共生型生活介護は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に共生型生活介護サービスを提供します。

1. 利用者様及び御家族様にサービス内容等について説明し、文書により同意を得た上でサービスを提供します。
2. 利用者様のサービス利用目的は、ケアマネジャー等が作成したプランに沿って心身の状況に応じた個別支援計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。
3. サービスの提供にあたっては、利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
4. 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の福祉サービス等との連携を密にし、良質なサービスが提供できるよう努めます。
5. サービス利用者状況や個人情報などのご利用者様に関する情報を、許可無く他に漏洩することはありません。

（2）事業所の所在地

デイサービスセンターあすなろ（以下「事業所」という）は、東広島市西条町吉行 1456 番に事業所を置きます。

（3）従事者の職種、員数及び職務内容

事業所には、以下の職員に従事させます。

1. 管理者 1名（常勤兼務）
事業所の職員及び業務全般の管理を一元的に行います。
2. 生活相談員 3名（常勤兼務）
利用申し込みに係る調整、サービス計画の作成、相談及び援助業務を行います。
3. 看護職員 1名（訪問看護ステーションあすなろ西条と提携）
健康チェックなどご利用中の健康管理をいたします。
4. 介護職員 8名（常勤兼務 3、非常勤専従 5）
入浴、食事、更衣など、日常生活上の介護を行います。
5. 機能訓練指導員 1名（非常勤専従）
ご利用者様が日常の動作を維持できるよう機能訓練を行います。

（4）営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、以下の通りとさせていただきます。

1. 営業日 月曜日～土曜日（但し、12月30日から1月3日までを除く）
2. 営業時間 8時30分～17時30分
3. サービス提供時間 9時00分～16時10分

(5) サービス定員

一日に利用できる定員は25名とします。

(6) 実施地域

事業所の通常の事業の実施地域は、安芸津、河内、福富、豊栄、黒瀬、志和地域をのぞく東広島市区域とします。

(事業実施地域外及び市外から利用される場合、原則ご家族の送迎とするが、支援の重要性や、生活状況等を踏まえ、送迎が困難な場合は相談に応じます)

事業実施地域外及び市外から利用される場合の送迎料金について

1kmあたり・・・20円(グーグルマップ表示距離参照)

(7) サービス内容

事業所では、個別サービス計画に沿って以下のサービスを行います。

1. 送 迎

事業所が保有する自動車により、ご自宅から事業所までの間の送迎を行います。

2. 健康管理

看護職員及び介護職員が必ず到着後の健康チェックを行います。

また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

3. 食 事

栄養士の立てる献立表により、栄養と身体状況に配慮した食事の提供、介助が必要な利用者様に対しては食事の介助を行います。

<食事時間>昼食 12:00～13:00

4. 入 浴

体調を考慮し、身体状況にあった入浴を提供します。また、介助の必要なお利用者様には介助を行います。

5. 生活指導

利用者様の生活状況に応じて、機能訓練指導員、看護師、介護士より助言を致します。

6. 機能訓練

利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復及びその減退を防止するための訓練を実施します。

1. 食事、入浴、排泄、更衣などの日常動作を通じた訓練。

2. 器械、器具を使用した訓練。

3. 集団的に行うレクリエーション、歌唱、集団体操、脳トレ、創作活動などを行います。

(8) 利用料等

利用料は、法定代理受領サービス分については介護報酬の告示上の額といたします。
法定代理受領サービス分以外については、介護報酬の告示上の額に準じます。

《生活介護》 サービス提供時間 7 時間以上 8 時間未満

1 回のご利用につき	共生型生活介護サービス費
① 生活介護 利用料	697 単位/日
② 食事提供体制加算	30 単位/日
③ 福祉専門職員配置等加算 I	15 単位/日
④ 送迎加算 II	片道 10 単位 (往復 20 単位)
⑤ 初期加算	30 単位/日
⑥ 昼食代(おやつ含む)	670 円 × 利用回数
お支払い金額 計	①～⑤の 1 割 (一定以上の所得のある方は 2 割・3 割) 負担 と ⑥ の合計

《料金表》

区分	世帯の収入状況	負担上限金額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯 (注 1)	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円 (注 2) 未満) * 入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム利用者を除きます (注 3)	9300 円
一般 2	上記以外	37200 円

(注 1) 3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

(注 2) 収入が概ね 670 万円以下の世帯が対象となります。

(注 3) 入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

《利用料金のお支払いについて》

* サービス利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月 15 日までに事業者の指定した口座へ振込み、もしくは現金で支払うものとします。契約者が口座引落としを希望する場合は、事業者指定の銀行に口座を開設するものとします。

《給付対象とならないサービスについて》

*介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をお支払い頂くこととなります。その他、サービスをご利用して頂くにあたって、次の費用を申し受けます。

1. ケアハウスあすなる 入居者様おやつ代・・・ 200 円
2. 通常のサービスエリア以外への送迎・・・1 kmあたり 20 円
3. 利用時間の延長サービス・・・1 時間につき 500 円
4. 利用回数以上の利用・・・1 回あたり 3,000 円（食事代別）
5. リハビリパンツ・パッド等、個人的軽費・・・実費相当額
6. タオル類のレンタル・・・一回 50 円 洗濯代・・・一回 50 円
7. サービス提供実施記録の複写物の配布・・・一枚につき 10 円

(9) サービスご利用にあたっての留意点

ご利用予定日に、ご利用にならない場合は前日の 17:30 までにご連絡ください。それ以降のキャンセルにつきましては食事代金が発生します。

2. 利用当日、体調等で普段と違う状況に気づかれた場合は、送迎の職員にお申し付けください。
3. 伝染性疾患又は感染の恐れがある疾患と診断されている方は、ご利用をお断りすることがあります。治癒後、かかりつけ医の確認を頂いてからご利用ください。

(10) 緊急時における対応

サービス利用時に急変又は事故等における緊急時には、速やかにかかりつけ医及び看護師の指示を仰ぎ、ご家族の緊急連絡先へご連絡します。

2. 緊急を要する場合には、救急車を要請し、事後報告を行う場合があります。

(11) 事故発生時の対応

サービスご利用時に事故が発生した場合、以下の手順で対応します。

1. 適切な応急措置をする。
2. 利用者の家族、居宅支援事業者（または地域包括センター）、市町村に連絡し、必要な措置を講ずる。
3. 事故の状況と採った措置について記録する。
4. 事業者が賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償する。

(12) 非常災害対策

当事業所では、非常災害時にもご利用の方の安全を確保するために消防計画を作成し、定期的に避難誘導等の防災訓練を行います。

(13) その他の重要事項について

1. ご利用にあたっては、事前に受給者証を確認させていただきます。
2. 地震、台風等の災害時には、生命の安全を優先し、デイサービスのご利用をお断りする場合がございます。
3. サービスに対する苦情等がございましたら、事業所の担当窓口で受け付けます。

(14) 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

《あすなろ 相談窓口》
東広島市西条町吉行 1456
管理者兼生活相談員 池田 真次
電話(082)493-8300 FAX(082)431-3841
《行政機関その他苦情受付窓口》
東広島市 障害福祉課 082-420-0180
広島県 障害福祉課 082-513-3158

(15) 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、ご契約に伴いお客様の個人情報を頂いております。この文章は、個人情報保護法の規定及び当事業所個人情報方針に従い、ご契約に伴い当事業所が入手したお客様の個人情報は、以下の通りお取扱致します。

1. 当事業所が保有するお客様の個人情報は、当事業所の運営方針に基づいた共生型生活介護サービスの提供を円滑に行う事を目的として利用させていただきます。
2. 個人情報は、厳正な管理のもとで安全に保管し、他に漏洩する事がないように当事業所にて大切に預かります。
3. お客様の個人情報は、下記の場合について利用者及びその家族の同意を頂いた時のみについて第三者に提供、開示することがあります
 - ①お客様にサービスを提供する他の居宅サービス事業所や医療関係有資格者、サービス担当者会議等照会への回答を行う場合や、外部事業者に業務委託する場合
 - ②法令の規定に基づいて司法・行政、又はこれに類する機関からの開示の要請を受けた場合

